

埼玉県家畜衛生対策事業費補助金交付要綱

令和2年9月11日付け畜安第577-2号

令和2年12月9日一部改正

令和3年3月9日一部改正

令和4年9月28日一部改正

(趣旨)

第1 知事は、埼玉県家畜衛生対策事業実施要領（令和2年9月11日付け畜安第577号。以下、「実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、消費・安全対策交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16消安第10270号。）、消費・安全対策交付金交付要綱（平成17年4月1日付け16消安第10271号。）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年3月30日規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(暴力団排除に関する誓約)

第4 事業実施主体は、補助金交付申請前に別記様式第2号の暴力団排除に関する誓約事項について確認し、交付申請書とあわせて知事に提出しなくてはならない。

(添付書類の省略)

第5 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定及び通知)

第6 知事は、第3の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは補助金の交付決定を行い、別記様式第3号により事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付決定を行うにあたっては、第3の第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第3の第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第7 事業実施主体は、規則第6条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、あらかじめ別記様式第4号を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはその限りではない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第8 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、第7の第1項の規定を準用する。

(補助事業遅延などの報告)

第10 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記様式第5号を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は事業実施年度の3月20日のいずれか早い日までに、別記様式第6号を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12 知事は、第11の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第7号により事業実施主体に通知する。

2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13 補助金は、第12の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の精算払を受けようとするときは、補助金額確定通知書を受領した日から起算して20日を経過する日までに、別記様式第8号を、知事に提出しなければならない。

3 事業実施主体は、第1項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第9号を、知事に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し等)

第14 知事は、第7又は第9の規定による承認をしたときは、第6による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

2 知事は、事業実施主体が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- 3 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 4 知事は、第2項の規定による取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 第3項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12の第3項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15 第11に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3の第2項又は第11の第2項により減額したものについては、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を別記様式第10号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならない。

(財産の管理)

- 第16 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 2 財産を処分することにより収入があった場合には、知事はその収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(財産処分の制限)

- 第17 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（以下、「処分制限期間」という。）とする。
- 2 規則第19条第2号の規定する知事が定めるものは、1件あたりの取得価格が50万円以上の財産とする。
 - 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認をする場合においては、第16第2項の規定を準用する。

(補助金の経理及び書類の保存)

第18 事業実施主体は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増

加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第11号の他、関係書類を整備保管しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の証拠書類を補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（その他必要な事項）

第19 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行し、令和2年度分の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和2年12月9日から施行する。
- 2 この改正による改正前の埼玉県家畜衛生対策事業費補助金交付要綱に基づく事業メニューにあつては、同要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和3年3月9日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和4年9月28日から施行する。

別表（第2関係）

家畜衛生対策事業

補助対象経費	補助率	重要な変更	
		経費の配分変更	事業の内容変更
1 農場等の防疫対策の向上に要する経費	1/2以内	経費の30%を超える増減	1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止または廃止
2 と畜場における車両消毒施設の整備に要する経費	1/2以内		2 事業実施主体の変更

(別記様式第1号)

年度埼玉県家畜衛生対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地
事業実施主体名
代表者名

下記のとおり事業を実施したいので、埼玉県家畜衛生対策事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負担区分			備 考
		補助金	事業実施 主体	その他	
1 農場防疫対策 向上	円	円	円	円	
2 と畜場におけ る車両消毒施設 整備					
合 計					

4 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度 予算額	昨年度 予算額	比較		備考
			増	△減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 事業実施主体					
3 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度 予算額	昨年度 予算額	比較		備考
			増	△減	
1 事業費	円	円	円	円	
合計					

5 事業完了予定年月日 年 月 日

6 添付書類

(1) ○○

(図面等、整備する内容がわかるものを添付すること。)

(別記様式第2号)

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：

事業実施主体名：

代表者名：

(別記様式第3号)

年度埼玉県家畜衛生対策事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県家畜衛生対策事業費補助金
については、下記のとおり交付する。

記

1 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金額 金 円

2 事業実施主体の責務

事業実施主体は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省第18号）に従わなければならない。

3 条件

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 交付要綱別表の欄に掲げる事業に要する経費の重要な変更に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該交付を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接事業実施主体に交付しなければならない。
- (5) 間接事業実施主体が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるように指導しなければならない。
- (6) この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入

及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別添様式の財産管理台帳及びその他関係書類を交付要綱第18で規定する期間整備保管しなければならない。

- (7) 実績報告書を提出するにあたって、各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (8) 実績報告書を提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、減価償却財産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下、「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内においては、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。
- (11) 前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (12) 事業実施主体は、間接補助金の交付に際しては、間接事業実施主体に対し、（1）から（11）までに掲げる条件に準じて条件を付さなければならない。
- (13) 事業実施主体は、（12）において準じる（10）により、承認しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。

(別記様式第4号)

年度埼玉県家畜衛生対策事業費補助金変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地
事業実施主体名
代表者名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので埼玉県家畜衛生対策事業費補助金交付要綱第7(第9)の規定に基づき下記のとおり申請する。

記

(注) 様式は別記様式第1号による補助金交付申請書の記に準ずるものとする。

この場合において「事業の目的」を「変更(中止又は廃止)の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるように変更部分を二段書とし、変更(中止または廃止)前を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

(別記様式第5号)

年度埼玉県家畜衛生対策事業遅延等報告書

番 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地
事業実施主体名
代表者名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業計画の遅延等が発生したため埼玉県家畜衛生対策事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき下記のとおり報告する。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延の内容及び原因
- 4 遅延に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(別記様式第6号)

年度埼玉県家畜衛生対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地
事業実施主体名
代表者名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、埼玉県家畜衛生対策事業費補助金交付要綱第11の規定に基づき、その実績を報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負担区分			備 考
		補助金	事業実施 主体	その他	
1 農場防疫対策 向上	円	円	円	円	
2 と畜場におけ る車両消毒施設 整備					
合 計					

(注) 備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合には、「減額した金額 円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業完了年月日 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
1 補助金					
2 事業実施主体					
3 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
1 事業費					
合計					

6 添付書類

(1) 財産管理台帳の写し

(別記様式第7号)

年度埼玉県家畜衛生対策事業費補助金額確定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県家畜衛生対策事業費補助金
については、同事業費補助金交付要綱第12に基づき下記のとおり確定したので通知す
る。

記

1 補助金確定額

金

円

(別記様式第8号)

年度埼玉県家畜衛生対策事業費補助金精算払請求書

番 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地
事業実施主体名
代表者名

年 月 日付け 第 号をもって補助金額確定通知のあった埼玉県家畜衛生対策事業について、下記のとおり補助金を請求する。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 補助金交付確定額 | 円 |
| 2 既受領額(概算払) | 円 |
| 3 精算払請求額 | 円 |
| 4 振込先 | |
| (1) 金融機関名・支店名 | |
| (2) 口座種別 | |
| (3) 口座番号 | |
| (4) 口座名義 | |

(別記様式第9号)

年度埼玉県家畜衛生対策事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地
事業実施主体名
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった埼玉県家畜衛生対策事業について、下記のとおり補助金を請求する。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 概算払請求額 | 円 |
| 3 振込先 | |
| (1) 金融機関名・支店名 | |
| (2) 口座種別 | |
| (3) 口座番号 | |
| (4) 口座名義 | |

(別記様式第10号)

年度消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
事業実施主体名
代表者名

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった埼玉県家畜衛生対策事業費補助金について、埼玉県家畜衛生対策事業費補助金交付要綱第15の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 規則第15条の交付金の額の確定額
(年 月 日付け番号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額 (3 - 2)
(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
・消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料 | 金 | 円 |
| 5 | 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載 | | |

[]
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載

[]
(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は、所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(別記様式 第11号(第16、17、18関係))

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		年度				農林水産省所管交付金名												
事業種類	事業の内容					工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		備考		
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	経費内訳				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日		処分の内容	
									交付金 (国費相当額)	都道府 県費	市町村 費	その他						
								円	円	円	円	円						
	計																	
	計																	
	計																	
		合 計																

- (注)
- 1 事業の種類欄は、消費・安全対策交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載すること。
 - 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 4 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 - 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。